

平成30年3月19日

職業訓練法人 近畿建設技能研修協会
三田建設技能研修センター 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL078-361-7201

FAX078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 中井法律事務所

弁護士 中井 陽一

TEL06-6437-8722

FAX06-6437-8733

質 問 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行なうことを目的とし、平成20年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴台に対し、貴台が開催している技能講習の受講契約について下記のとおり質問させていただきます。

つきましては、本書面に対する回答を、本書面到達後1か月以内に文書にてお願い致します。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

1. 貴台のホームページによると、貴台は消費者と技能講習受講契約を締結するにあたって、受講申込後のキャンセルに関して「キャンセルはできます。一旦ご納入いただいた受講料は、返金いたしません。年度内に別に開講計画がある場合は、受講日の変更をさせていただきますので、講習に参加できなくなった時は速やかにご連絡ください。」とし、消費者との契約において受講料の返金ができない旨の特約を定めておられるように見受けられます。
2. 貴台と受講申込者との間の受講契約は、準委任契約であり、民法上は当事者がいつでも契約を解除できると解されます（民法 651 条, 656 条）。
3. 仮に貴台が消費者との間で、一旦受講料が納入された後は、受講料の返金できないとの特約を締結しているのであれば、実質的には一切の解除を認めず受講料の全額を違約金として没収するのと変わらない内容となっており、その特約は、公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して「消費者の権利を制限」し、かつ「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害する」ものというべきであり、消費者契約法 10 条により無効となる可能性があります。
4. 確かに、貴台では、キャンセルをした消費者の利益に配慮して、年度内に別に開講計画がある場合は、受講日の変更には応じるとの措置は講じられているようですが、受講の必要性がなくなった消費者や別に開講計画がない場合には消費者の不利益は回復されないままとなってしまいます。
5. もっとも貴台が消費者との間で用いている契約書において消費者からの解除についてどのような規定がなされているのか明らかではありません。
6. そこで、貴台の技能講習受講契約について以下のとおり質問等いたします。
 - (1) 貴台が消費者との間で用いている技能講習等受講契約の契約書をご送付ください。
 - (2) キャンセルにより受講料が返金される場合はどのような場合かご教示ください。
 - (3) 受講の必要性そのものがなくなった消費者からのキャンセルや開講計画がない場合のキャンセルにはどのように対応されているのか、実際の運用状況をご教示ください。

以 上